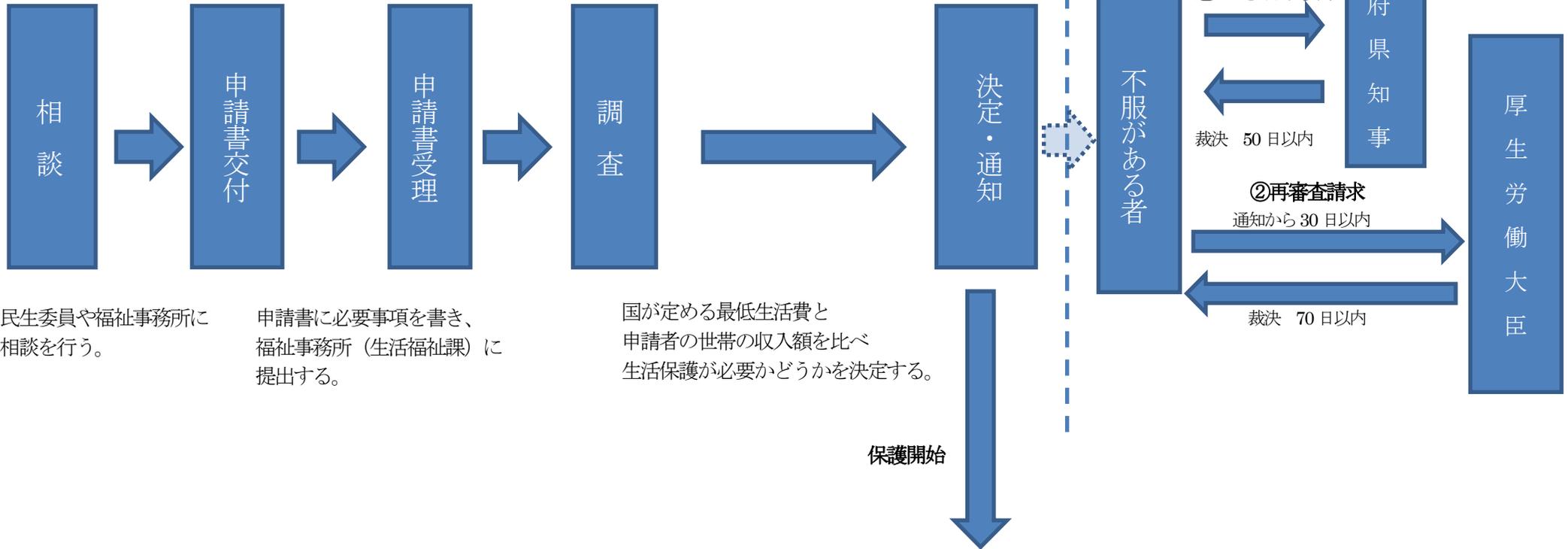


生活保護 フロー図

※保護が受けられるかどうかは、申請した日から
14日以内（調査に時間を要した場合は30日以内）に
通知する。（生活保護法 第24条）



民生委員や福祉事務所に
相談を行う。

申請書に必要事項を書き、
福祉事務所（生活福祉課）に
提出する。

国が定める最低生活費と
申請者の世帯の収入額を比べ
生活保護が必要かどうかを決定する。

保護開始

保護の種類（生活保護法第11条）

- | | |
|---------|---------|
| 1. 生活扶助 | 5. 介護扶助 |
| 2. 教育扶助 | 6. 出産扶助 |
| 3. 住宅扶助 | 7. 生業扶助 |
| 4. 医療扶助 | 8. 葬祭扶助 |

保護施設（生活保護法第38条）

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 救護施設 | (市内に1件) |
| 2. 更生施設 | (0件) |
| 3. 医療保護施設 | (0件) |
| 4. 授産施設 | (1件) |
| 5. 宿所提供施設 | (0件) |

お問い合わせ先
佐世保市役所 中央保健福祉センター 2階
佐世保市福祉事務所 生活福祉課
佐世保市高砂町5-1 ☎24-1111